

# 第5章 資料編

## 1 高齢者の住まいの現況資料

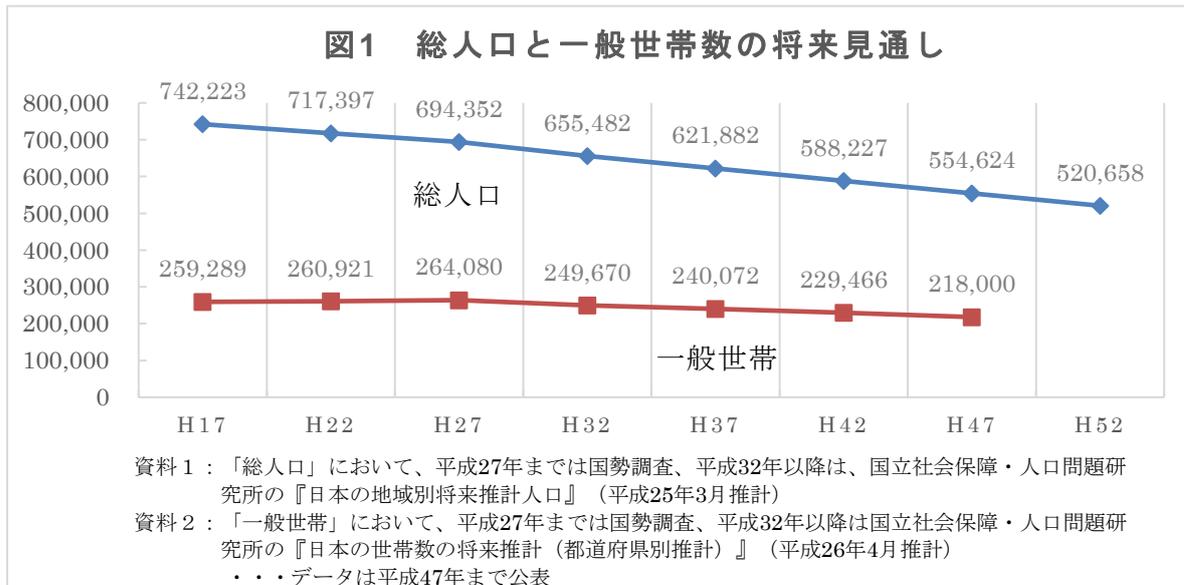
※65歳以上の者 = 高齢者  
 ※65歳以上75歳未満の者 = 前期高齢者  
 ※75歳以上の者 = 後期高齢者

### (1) 高齢者の人口・世帯数

#### ① 人口・世帯数

#### ●人口・世帯数ともに減少の見込み

平成27年以降も県の人口は減少が続き、世帯数も平成27年をピークに減少に転じることが予測されています。

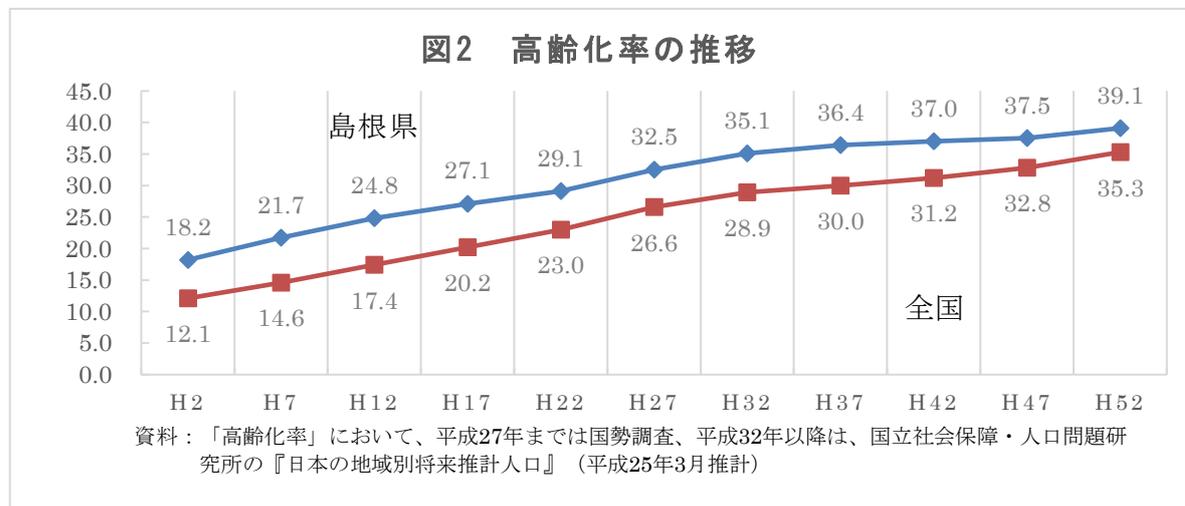


#### ② 高齢化の状況

#### ●全国より15年以上早い高齢化

平成27年の総人口のうち65歳以上が占める割合（以下「高齢化率」という。）は32.5%と全国第3位です。

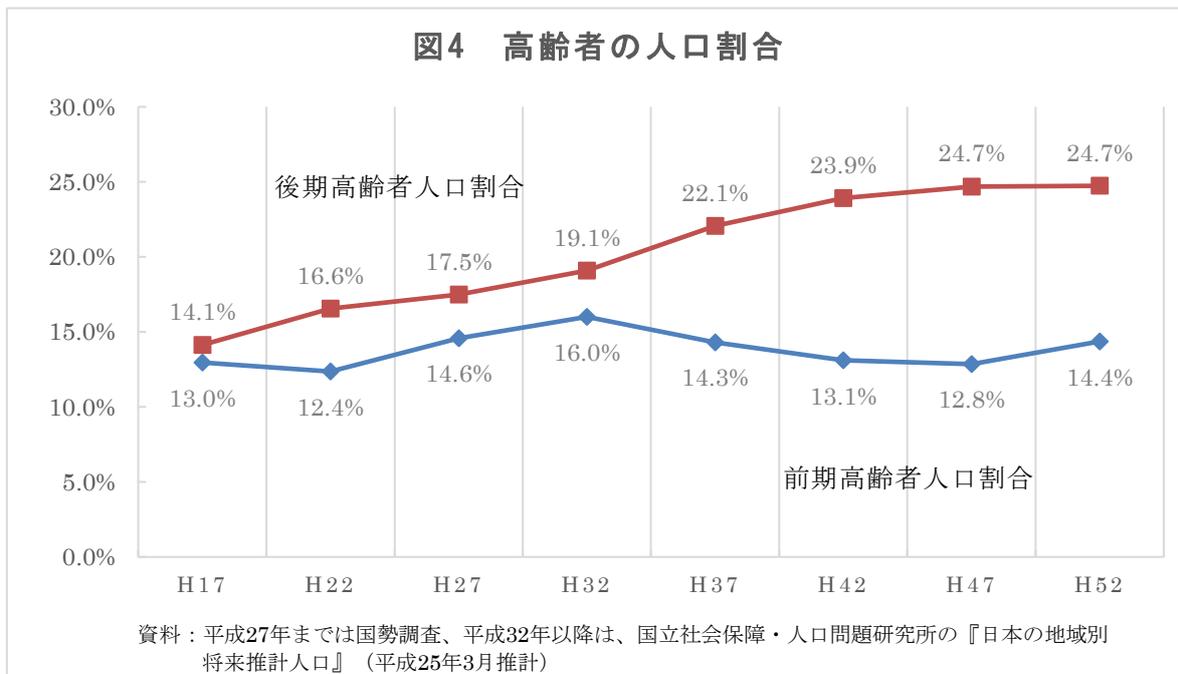
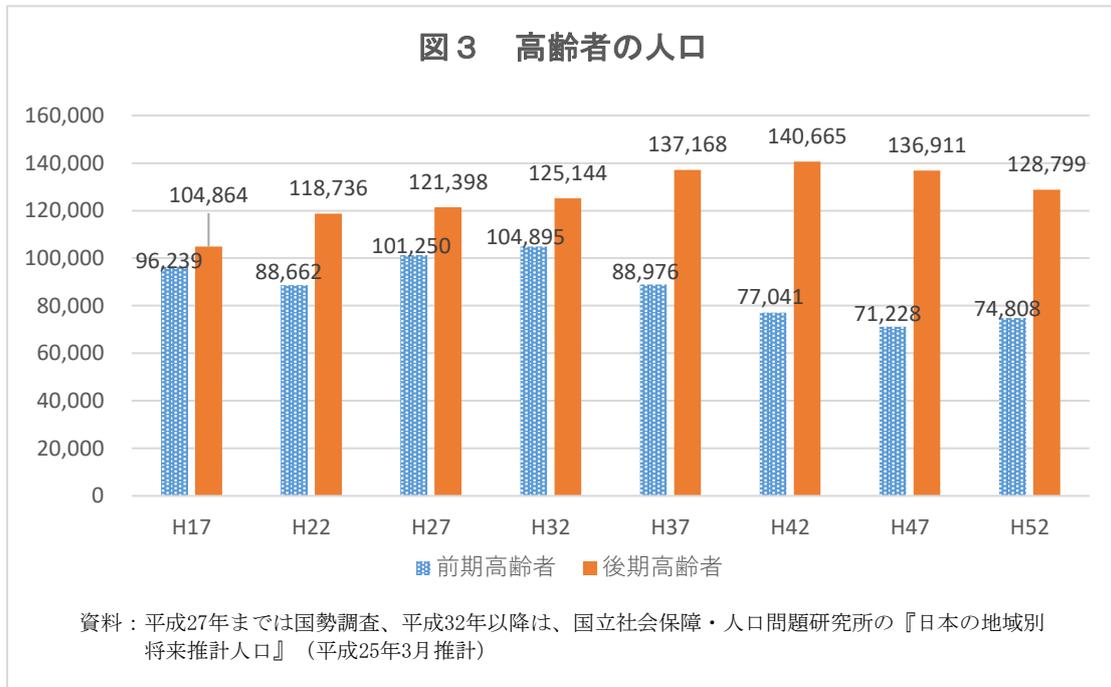
また、全国平均の26.6%を5.9ポイント上回り、全国に比べて15年以上も早く高齢化が進行しています。



### ③ 高齢者の人口・世帯

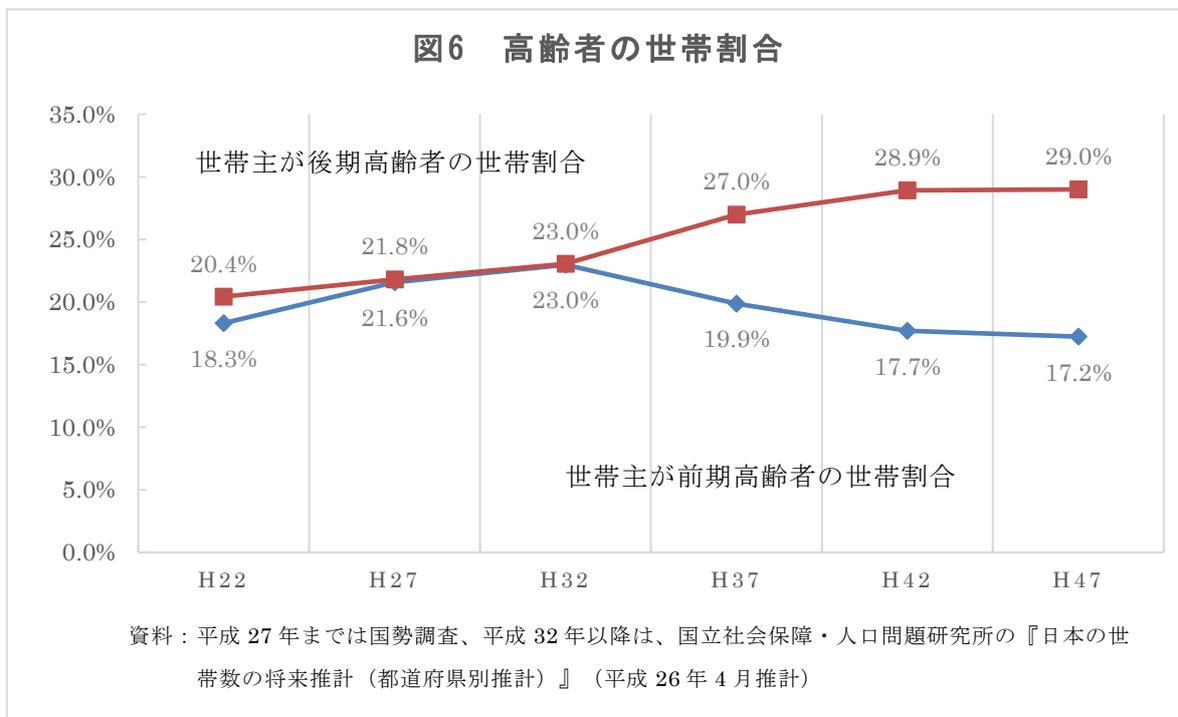
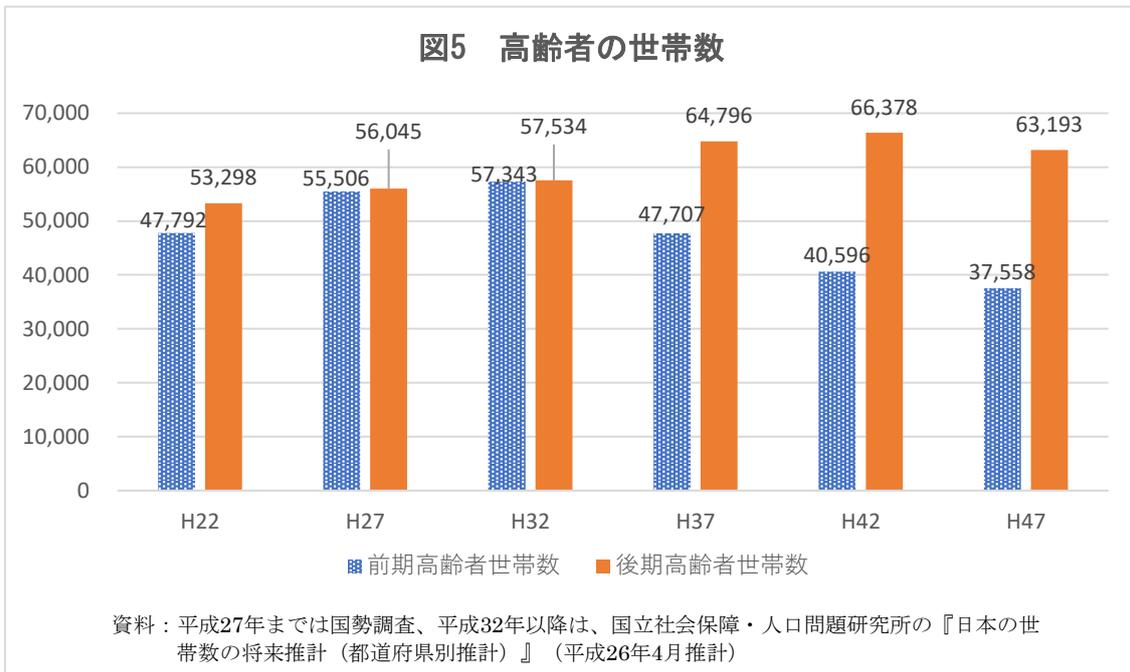
#### ●増加する後期高齢者

総人口に占める高齢者のうち、前期高齢者は平成32年をピークに減少していきますが、後期高齢者は平成42年まで増加していくことが予測されています。



●世帯主が後期高齢者である世帯数は増加

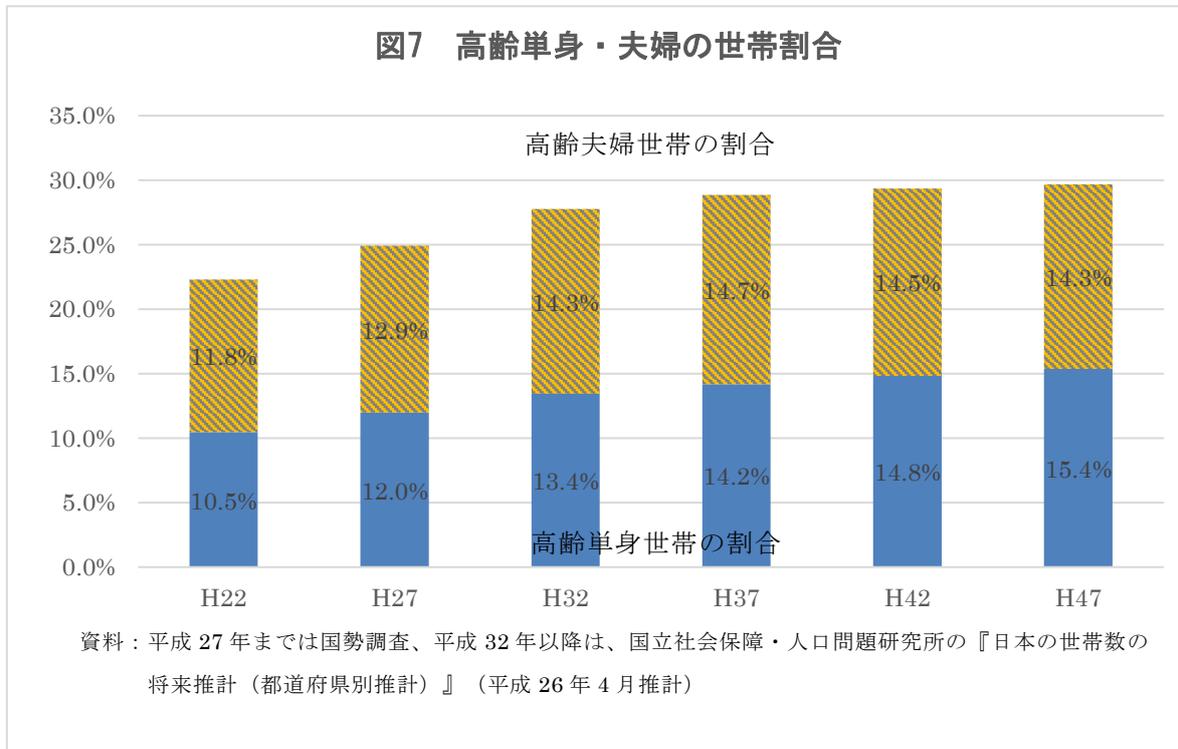
世帯主が後期高齢者である世帯数は、平成42年まで増加していくことが予測されています。



#### ④ 高齢单身・夫婦世帯の状況

##### ● 高齢单身・夫婦世帯の割合が増加

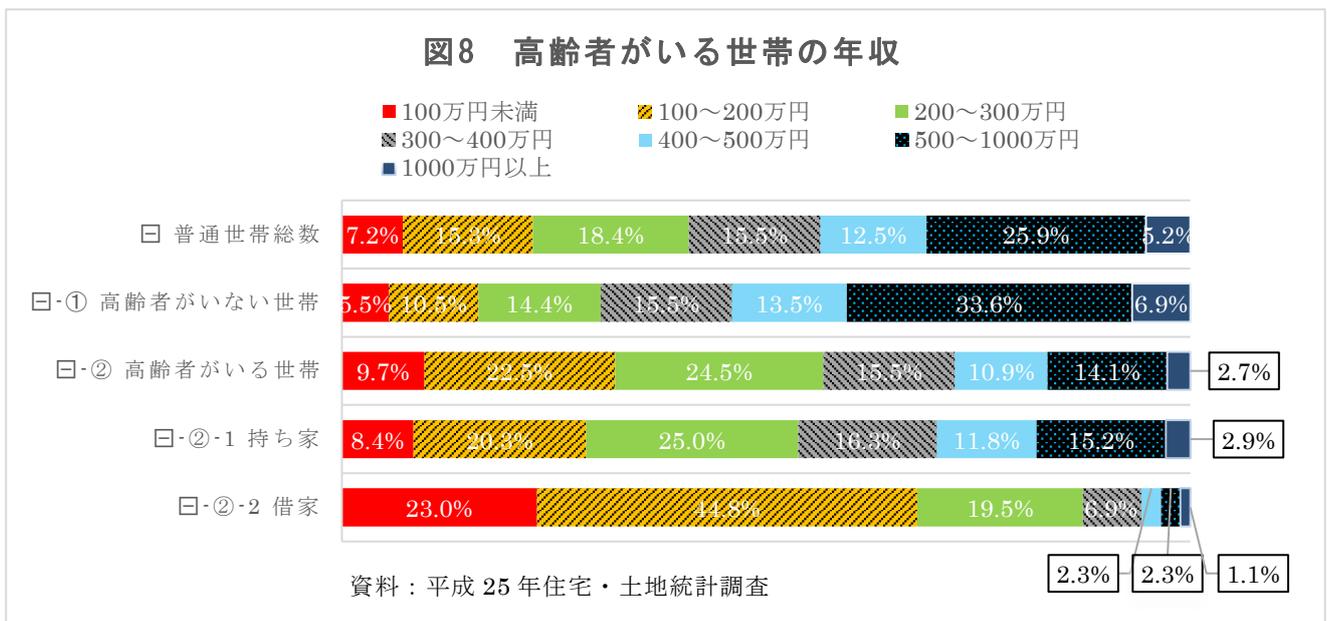
平成 27 年の一般世帯総数に対する高齢单身、高齢夫婦世帯の割合は、約 25% となっています。今後も年々増加すると予測されています。



#### (2) 高齢者がいる世帯の年収

##### ● 高齢者がいる借家世帯では、7割弱が200万円未満

高齢者がいる世帯の平均年収は、高齢者のいない世帯に比べて低くなっています。特に、高齢者がいる借家世帯では、67.8%が200万円未満となっています。



### (3) 高齢者の居住状況

#### ① 高齢者の住宅所有関係

##### ●高齢者がいる世帯では、持ち家がほとんどを占めている

高齢者がいる世帯の住宅の所有関係は、持ち家が91.9%となっています。

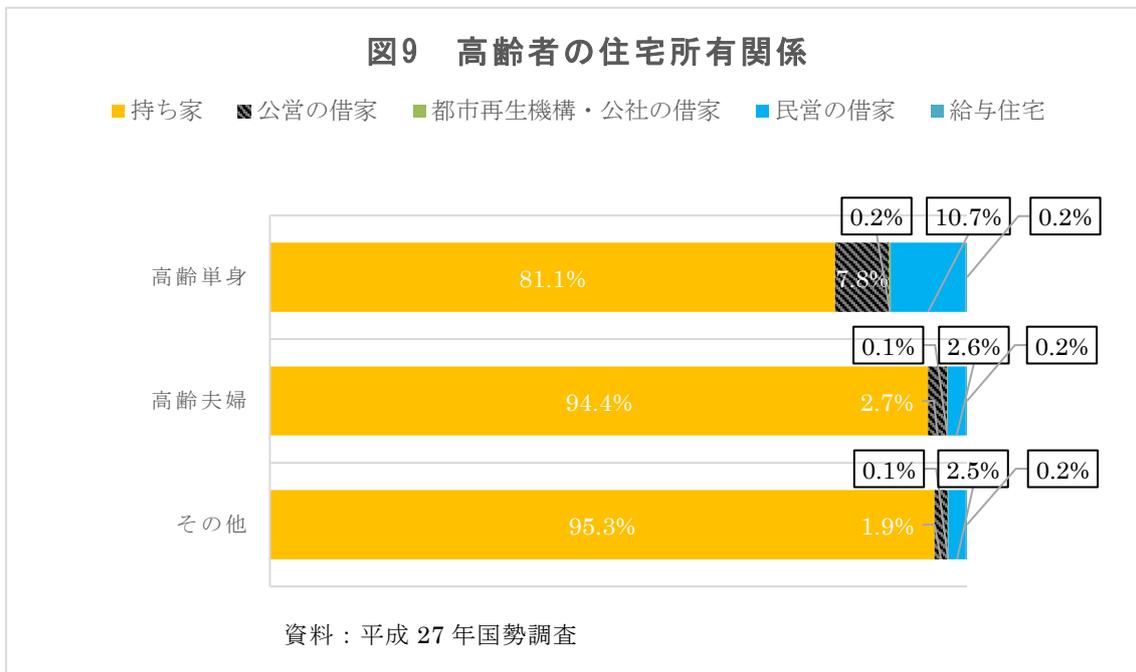
また、その他の高齢者がいる世帯、高齢夫婦世帯とも、持ち家の占める割合が高くなっています。

高齢単身世帯において、借家の割合が少し高くなっています。

表 1 高齢者がいる世帯の住宅所有関係

		高齢者がいる世帯	高年齢者世帯			割合 (%)
			高齢単身	高齢夫婦	その他	
持ち家	持ち家	125,552	25,306	27,781	72,465	91.9%
借家	公営の借家	4,673	2,419	794	1,460	3.4%
	都市再生機構・公社の借家	170	73	28	69	0.1%
	民営の借家	5,981	3,335	757	1,889	4.4%
	給与住宅	266	72	56	138	0.2%
合計		136,642	31,205	29,416	76,021	100.0%

資料：平成 27 年国勢調査

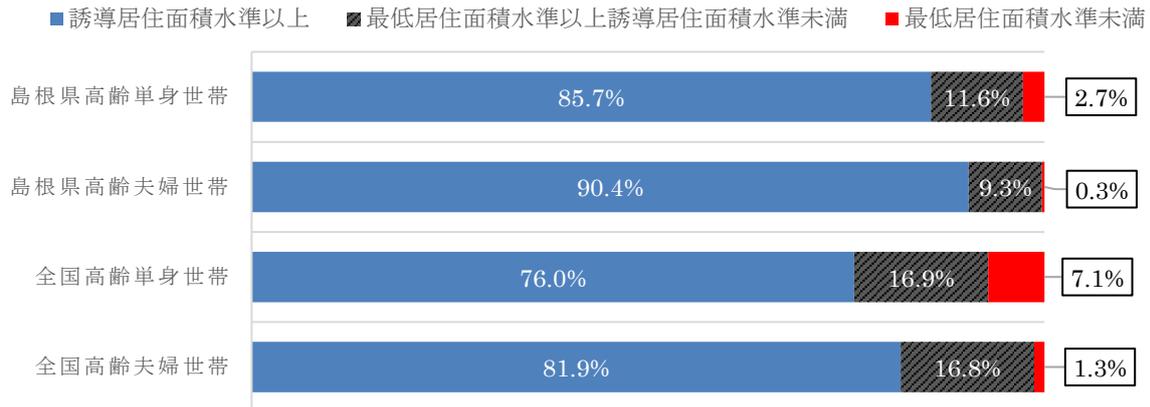


## ② 高齢者世帯の居住面積状況

### ●誘導居住面積水準以上の高齢者の世帯が多い

高齢単身・夫婦世帯においては、誘導居住面積水準以上の割合が全国値を上回っています。

図10 高齢者世帯の居住面積状況



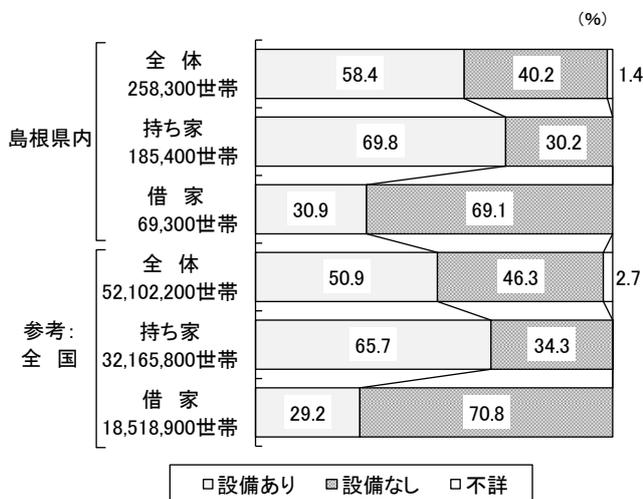
資料：平成25年住宅・土地統計調査

## (4) 高齢者のための設備状況

### ●高齢者のための設備の設置は約6割

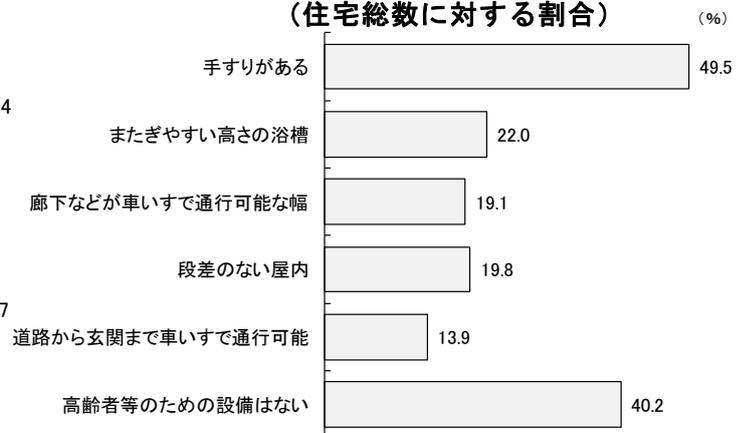
「手すりの設置」など、高齢者のためのいずれかの設備がある住宅の割合は58.4%と全国(50.9%)より7.5ポイント上回っています。所有関係別にみると、借家で、「高齢者のための設備の設置」が特に遅れています。

図11 住宅の所有関係別高齢者のための設備の設置状況



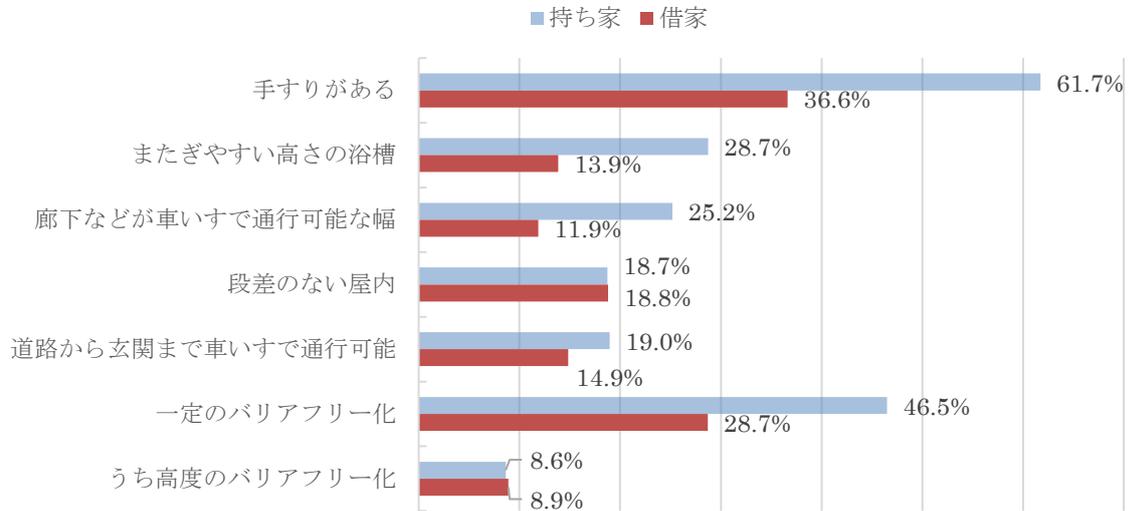
資料：平成25年住宅・土地統計調査

図12 高齢者のための設備状況 (住宅総数に対する割合)



資料：平成25年住宅・土地統計調査

図13 高齢者のための設備状況  
(高齢者の世帯員のいる専用住宅の主世帯数に対する割合)

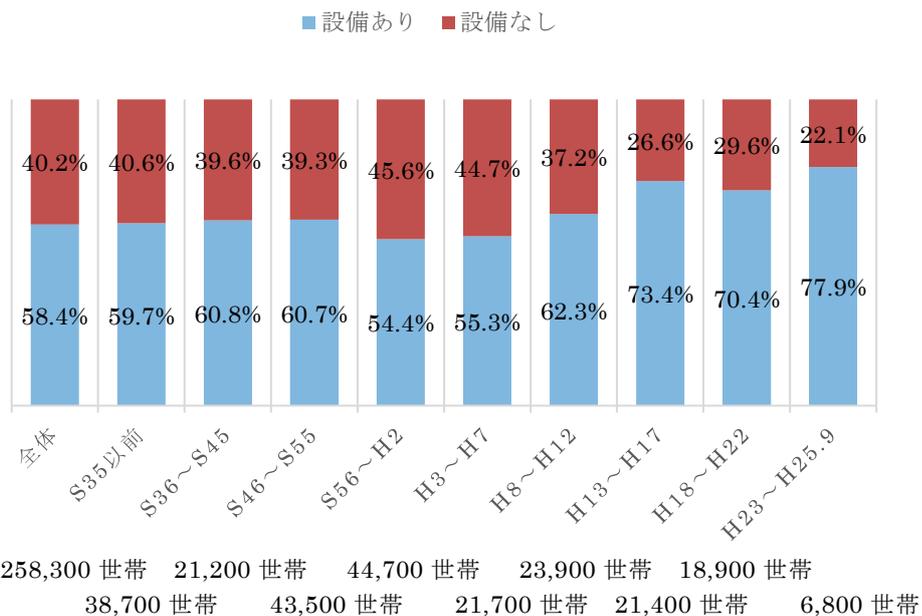


一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消

高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当

資料：平成25年住宅・土地統計調査

図14 住宅の建築時期別高齢者のための設備の設置状況



資料：平成25年住宅・土地統計調査

## 2 用語集

### あ行

#### NPO（エヌピーオー）

Nonprofit Organization の略

特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体であり、福祉、教育・文化、まちづくり、環境等様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない(非営利)

### か行

#### 介護保険施設

介護保険法に基づき都道府県知事が指定する施設。基本的には介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設が該当する。

#### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

65歳以上の高齢者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設

#### 介護老人保健施設

要介護者に対し、看護、医学的管理の下、介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

#### 介護療養型医療施設

介護療養病床等を有する病院または診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

#### 介護医療院

日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設

#### 居住支援協議会

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために組織された協議会。居住支援協議会は、地方公共団体の住宅部局、福祉部局、宅地建物取引業者、居住支援団体等で構成され、居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議し、住宅確保要配慮者及び、民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施する。

#### ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするため、介護サービス計画（ケアプラン）の作成やケアサービスの調整・管理をするもので、介護保険法に基づく資格である。

## 軽費老人ホーム

無料又は低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設

## 後期高齢者

75 歳以上の高齢者

## 高齢者

65 歳以上の者

## 高齢者居宅生活支援施設

高齢者がある居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する施設及び事業所。デイサービス、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、訪問介護、訪問入浴介護など

## 高齢者世帯

高齢単身世帯又は高齢者のみの夫婦世帯

## 高齢者向け返済特例制度

満 60 歳以上の人自ら居住する住宅にバリアフリー工事または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合について、返済期間を申込本人の死亡時までとし、毎月の返済は利息のみの支払い、借入金の元金は、申込本人の死亡時に一括して返済する、住宅金融支援機構の制度

## さ行

### サービス付き高齢者向け住宅

一定の登録基準（①住戸の面積が原則 25 m<sup>2</sup>以上でバリアフリー化された一定の構造・設備を有すること、②高齢者に関するサービス（安否確認・生活相談サービスは必須）を提供すること、③契約に関して賃貸借契約等居住の安定が図られた契約であること等）を満たし、都道府県知事の登録を受けた高齢者専用の賃貸住宅

※平成 23 年 4 月の高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、従来の「高齢者円滑入居賃貸住宅」、「高齢者専用賃貸住宅」及び「高齢者向け優良賃貸住宅」を一本化して新たに創設されたもの

### 島根県あんしん賃貸支援事業

高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人に対して入居を拒まない賃貸住宅を『あんしん賃貸住宅』として県に登録し、その情報提供等を行うもの

また、その入居をサポートする不動産業者及び入居・居住の支援を行う団体を、それぞれ『あんしん賃貸住宅協力店』及び『あんしん賃貸支援団体』として登録する。

## 終身建物質貸借事業

高齢者が終身にわたり安心して賃貸住宅に居住できる仕組みとして、バリアフリーに関して一定の基準を満たした賃貸住宅において、賃借人が生きている限り存続し死亡した時に終了する(相続性を排除する)賃貸借契約を行う高齢者住まい法に規定する事業

当該賃貸借契約を行おうとする者(「終身賃貸事業者」という。)は当該事業について、都道府県知事等の認可を受ける必要がある。

## 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅

賃貸人が、住宅確保要配慮者(高齢者等)の入居を拒まない賃貸住宅として、一定の登録基準を満たし、都道府県知事の登録を受けたもの。

## 住宅性能表示制度

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の性能(構造耐力、省エネルギー性、遮音性等)に関する表示及び評価の方法の基準を設け、消費者による住宅の性能の相互比較を可能にするもの

## シルバーハウジング

バリアフリー化された構造を有し、緊急通報装置の設置やライフサポートアドバイザー(生活相談員)の常駐等、高齢者の生活特性に配慮した公営住宅等の公的賃貸住宅

入居対象者は、高齢単身世帯(60歳以上)及び高齢夫婦世帯(夫婦のいずれかが60歳以上)である。(事業主体の長が認めた場合に限り、障がい者世帯等の入居が可能)

## 前期高齢者

65歳以上75歳未満の高齢者

## た行

### 地域包括ケアシステム

高齢者が生涯を通じて(介護が必要な状態になっても)可能な限り住み慣れた自宅や地域において継続して生活できるよう、介護、予防、住まい、医療、生活支援の5つのサービスを包括的に提供していくもの

### デイサービス

介護保険によるサービスの一種で、要介護者又は要支援者が老人デイサービスセンター等に通って、入浴や食事等の介護を受け、生活上の相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話や機能訓練を受けられるサービス

### 適合高齢者専用賃貸住宅

高齢者住まい法に基づき、専ら高齢者を賃借人とする住宅として登録する高齢者専用賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準(サービス、契約等に関するもの)に適合するものとして都道府県知事に届け出ている住宅。介護保険法における特定施設の一つである。

平成23年10月の高齢者住まい法の改正により高齢者専用賃貸住宅の制度は廃止されている。

## 特定施設（特定施設入居者生活介護）

有料老人ホームや軽費老人ホーム、養護老人ホームのうち、都道府県知事の指定を受け、入居している要介護者について、サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う施設

## な行

### 二次予防事業対象者

要支援または要介護状態となる恐れの高い状態にあると認められる65歳以上の者

### 認知症対応型共同生活介護

入浴・排泄・食事などの介護など、日常生活上の世話や機能訓練をグループホームで受けるサービスで、認知症の人を対象としている。

## は行

### バリアフリー

健常者の生活や利用を前提にしたまちづくりや商品設計は、高齢者や障がい者に対して無意識のうちに障害（バリア）を作っていることが多いことから、そのバリアをなくして、高齢者等が安心して暮らせる環境を整備すること

## や行

### 家賃債務保証制度

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯及び解雇等による住居退去者世帯が、賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する（財）高齢者住宅財団の制度

### 有料老人ホーム

老人福祉法に基づく民間の施設で、高齢者を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与をする事業を行うもの

### 養護老人ホーム

老人福祉法に基づく施設で、高齢者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

## ら行

### LSA（ライフ・サポート・アドバイザー）

市町村の委託により、シルバーハウジング、登録住宅等に居住している高齢者に対して、必要に応じて日常の生活指導、安否確認、緊急時における連絡等のサービスを行う生活援助員

### リバースモーゲージ

所有する不動産を担保に融資を受け、死亡時にその不動産を売却して一括返済する仕組み